

令和 6 年度 指定給水装置事業者講習会

日時：令和 6 年11月14日（木）午前10時～

場所：倉吉未来中心セミナールーム 3

講習内容

1 【共通】

指定給水装置事業者及び給水装置工事主任技術者の責務

2 【倉吉市】

令和2年度以降の倉吉市給水装置工事設計施工基準改定内容について

3 【倉吉市】

給水装置工事の申込手続き及び施工に関する注意事項

4 【倉吉市・共通】

その他

1 指定給水装置事業者及び 給水装置工事主任技術者の責務

2 令和 2 年度以降の 倉吉市給水装置工事設計施工基準 改定内容について

2 令和2年度以降の倉吉市給水装置工事設計施工基準改定内容について

1.令和2年4月改訂

(1) 指定給水装置工事事業者制度の指定の更新制導入 (第2章1.2)

- ・ 指定の有効期間が 無期限 → **【改定後】
5年間**

○改訂理由：水道法改正による

2 令和2年度以降の倉吉市給水装置工事設計施工基準改定内容について

2.令和4年2月改訂

(1) 自家用給水設備又は受水槽方式からの3階直結給水への切替について(第8章4)

【改定後】

- ・ 布設替えのみ承認 → 条件を満たせば既設管でも承認

○改訂理由：基準の見直しによる

2 令和2年度以降の倉吉市給水装置工事設計施工基準改定内容について

3.令和4年4月改訂

(1) 給水管を分岐してはならない配水管口径を変更 (第6章1.3(2))

【改定後】

- ・ 口径300mm超え → 口径350mm超え

○改訂理由：材料工法規定(倉吉市上下水道局)の改正による

2 令和2年度以降の倉吉市給水装置工事設計施工基準改定内容について

3.令和4年4月改訂

(2) 配水管寄付に関する要件等を追加(第6章3.1)

【改定後】

- ・ 配水管寄付願いの提出 など

○改訂理由：財産区分を明確にするため

2 令和2年度以降の倉吉市給水装置工事設計施工基準改定内容について

4.令和5年4月改訂

(1) 給水装置工事の手続きについて(第3章1.5)

【改定後】

- ・ 量水器一覧(様式-⑦)を新設

○改訂理由：申請書の簡素化

2 令和2年度以降の倉吉市給水装置工事設計施工基準改定内容について

量水器一覧(様式-⑦)

様式-⑦

量水器一覧		給水装置工事受付	第 号
		令和 年 月 日	
申込者氏名	水道 太郎	給水装置所名称	倉吉市 新町1234番地
建 物 名 称	倉吉アパート	指定給水装置工事業者名	倉吉水道(株)

量水器配置図 (道路境界から量水器までの配管も記載すること)

部屋番号	量水器口径	量水器番号	お客様番号
共用	φ 13	—	
101	φ 13	—	
201	φ 13	—	
102	φ 13	—	
202	φ 13	—	
103	φ 13	—	
203	φ 13	—	
104	φ 13	—	
204	φ 13	—	
	φ	—	
	φ	—	
	φ	—	
	φ	—	

部屋内に記載できない場合は様式を通知すること

合計 φ 13 9 個

φ 個

2 令和2年度以降の倉吉市給水装置工事設計施工基準改定内容について

4 令和5年4月改訂

(2) 給水装置工事設計書の用紙サイズについて(第3章1.5)

【改定後】

- ・ A列 3 番 → **A列 3 番またはA列 4 番**

○改訂理由：基準の見直しによるもの

2 令和2年度以降の倉吉市給水装置工事設計施工基準改定内容について

4.令和5年4月改訂

(3) 給水装置の維持管理について(第3章7)

【改定後】

- ・ 給水装置工事申込者に申請書類の写しを渡す

- ① 給水装置工事申込書（規程様式第3号の1）
- ② 給水装置工事設計書（規程様式第3号の2）
- ③ 様式－②～⑤ 誓約書等

○改訂理由：所有者に配管状況を把握してもらうため

2 令和2年度以降の倉吉市給水装置工事設計施工基準改定内容について

4.令和5年4月改訂

(4) 3階直結給水における水理計算時の設計配管水圧について (第8章3(7))

【改定後】

- ・ 0.2MPaとする

○改訂理由：明記されていなかったため

2 令和2年度以降の倉吉市給水装置工事設計施工基準改定内容について

4 令和5年4月改訂

(5) 自家用給水設備又は受水槽方式からの3階直結給水への切替時の劣化状況調査方法について(第8章4(1))

【改定後】

- ・「直結給水システム導入ガイドラインとその解説」を参考とし、協議により決定する

○改訂理由：明記されていなかったため

2 令和2年度以降の倉吉市給水装置工事設計施工基準改定内容について



2 令和2年度以降の倉吉市給水装置工事設計施工基準改定内容について

4.令和5年4月改訂 (6) 基準書の配布について

- ・製本したものを配布

【改定後】

→HPよりダウンロードして閲覧または印刷

○改訂理由：経費削減のため

2 令和2年度以降の倉吉市給水装置工事設計施工基準改定内容について

5.令和6年4月改訂

(1) 配水代用管の管種について(第6章3(1))

【改定後】

- ・管種及び止水装置等を指定

○改訂理由：明記されていなかったため

5.令和6年4月改訂

(2) 鋼管等に使用する接合材について(第6章5.4(5))

【改定後】

- ・ 液状シール材とシールテープを併用しないこと
- ・ 製造メーカーの施工要領通りに施工すること

○改訂理由：硬化不良により、漏水や溶剤が流体へ溶出する危険があるため。

5.令和6年4月改訂

(3) 3階直結給水方式の明示方法について(第8章3(9))

- ・メータボックスのフタの色又は、フタの市章を黄色

【改定後】

→量水器BOX蓋の裏に3階直結と表示またはプレートに3階直結と記載したものを1次止水栓に取り付ける。

○改訂理由：黄色の蓋または市章が製造中止となったため。

3 給水装置工事の申込手続き及び施工 に関する注意事項

3 給水装置工事の申込手続き及び施工に関する注意事項

1.申請書作成時の注意点

3 給水装置工事の申込手続き及び施工に関する注意事項 1.申請書作成時の注意点

給水装置工事申込書		受付	号
工事の種類		期 日	
新設・改造・臨時・止伐・撤去			
給水装置所在地		倉吉市葵町1234	
（ふりがな）		すいどう たろう	
使用姓氏名		水道 太郎	
条 件		倉吉市水道事業給水条例第14条第2項の規定により水道工事完成後は、当該部分の装置は、維持管理上市に帰属する。	
同 意 書			
上記工事の施行に同意します。 令和6年11月12日			
家屋所有者		対象家屋所在地 倉吉市葵町1234 所有者住所 葵町5678 氏 名 水道 太郎	
土地所有者		対象土地所在地 倉吉市葵町1234 所有者住所 葵町5678 氏 名 水道 太郎	
通過路線土地所有者		対象土地所在地 倉吉市 所有者住所 氏 名	
上記の給水装置工事を次の指定給水装置工事事業者により施行したいので申し込みます。 令和6年11月13日			
（宛先） 倉吉市長		郵便番号 682-8611 住 所 倉吉市葵町5678 申込者 氏 名 水道 太郎	
上記給水装置工事を施行したいので、承諾くださいますよう設計書を添えて申し込みます。 令和6年11月14日			
（宛先） 倉吉市長		指定給水装置工事事業者 有限会社倉吉水道	
承諾年月日			
印		印	

同 意 書	
上記工事の施行に同意します。 令和6年11月12日	
家屋所有者	対象家屋所在地 倉吉市葵町1234 所有者住所 葵町5678 氏 名 水道 太郎
土地所有者	対象土地所在地 倉吉市葵町1234 所有者住所 葵町5678 氏 名 水道 太郎
通過路線土地所有者	対象土地所在地 倉吉市 所有者住所 氏 名
上記の給水装置工事を次の指定給水装置工事事業者により施行したいので申し込みます。 令和6年11月13日	
（宛先） 倉吉市長	郵便番号 682-8611 住 所 倉吉市葵町5678 申込者 氏 名 水道 太郎

←建物がある場合

←第三者の土地を給水装置を設置する場合

3 給水装置工事の申込手続き及び施工に関する注意事項 1.申請書作成時の注意点

様式第3号の2(第4条関係)

住所		工種		指定給水装置工事事業者	
倉吉市 葵町1234		改 造 時 代		有限会社倉吉水道	
水道 太郎		第 号		主任技術者 倉吉 一郎	
		年 月 日		責任技師者 倉吉 二郎	
		年 月 日			

設 計		材 料	
新 設	計 算	名 称	寸法
サドル分水栓	15	ポリビニル管	15
リフト式逆止弁	20	サドル分水栓	20
給水管	25	給水管	25

※道路占路申請を伴う場合は申請書受理から18日程度(土日含まない)を見込む

様式第3号の2(第4条関係)

住所		工種		指定給水装置工事事業者	
倉吉市 葵町1234		改 造 時 代		有限会社倉吉水道	
水道 太郎		第 号		主任技術者 倉吉 一郎	
		年 月 日		責任技師者 倉吉 二郎	
		年 月 日			

設 計		材 料	
新 設	計 算	名 称	寸法
サドル分水栓	15	ポリビニル管	15
リフト式逆止弁	20	サドル分水栓	20
給水管	25	給水管	25

※道路占路申請を伴う場合は申請書受理から18日程度(土日含まない)を見込む

1.申請書作成時の注意点

様式第3号の2（第4表欄等）

申込者住所	倉吉市葵町5678	指定給水装置 工事事業者名	有限会社倉吉水道
申込者氏名	水道 一郎		

3 給水装置工事の申込手続き及び施工に関する注意事項 1.申請書作成時の注意点

様式第4号（訂正第2版）

訂正欄	訂正内容	訂正箇所	訂正理由	訂正者	訂正日

工事しゅん工検査申込書		受付	第 号
			年 月 日
給水装置所在地	倉吉市葵町1234		
申込者氏名	水道 一郎		
着工及びしゅん工	着工	令和6年11月28日	
年 月 日	しゅん工	令和6年12月27日	
量水器番号	φ 13 mm 123-4567		
上記工事がしゅん工したので、検査をお願いします。			
令和7年1月6日			
(宛先) 倉吉市長			
住所 倉吉市葵町722			
指定給水装置工事事業者 氏名 有限会社倉吉水道			
検査年月日	年 月 日	検査員	
欄			
査			
貼			
票			

給水装置所在地	倉吉市葵町1234		
申込者氏名	水道 一郎		
着工及びしゅん工	着工	令和6年11月28日	
年 月 日	しゅん工	令和6年12月27日	
量水器番号	φ 13 mm	123-4567	

←設計書記載の日付と一致しているか確認

上記工事がしゅん工したので、検査をお願いします。

令和7年1月6日

(宛先)
倉吉市長

住所 倉吉市葵町722

指定給水装置工事事業者
氏名 有限会社倉吉水道

3 給水装置工事の申込手続き及び施工に関する注意事項

2.道路占用を伴う場合の注意点

※添付資料 1 参照

3 給水装置工事の申込手続き及び施工に関する注意事項 2.道路占用を伴う場合の注意点

(1)申請の流れ

		指定工事事業者	上下水道局	道路管理者
1	事前協議	◆————→		
2	給水装置工事申込	◆————→		
3	占用申請書類の提出	◆————→		
4	給水装置工事設計審査 占用申請書作成・届出		◆————→	
5	占用審査～占用許可		←————◆	
6	占用許可通知 給水装置工事申込承認通知	←————◆		
8	通行規制願い	◆————→		
9	工事着手	◆		

←3日程度

←15日以内(営業日)

・ 余裕をもった申請をお願いいたします。

3 給水装置工事の申込手続き及び施工に関する注意事項 2.道路占用を伴う場合の注意点

(2)必要書類

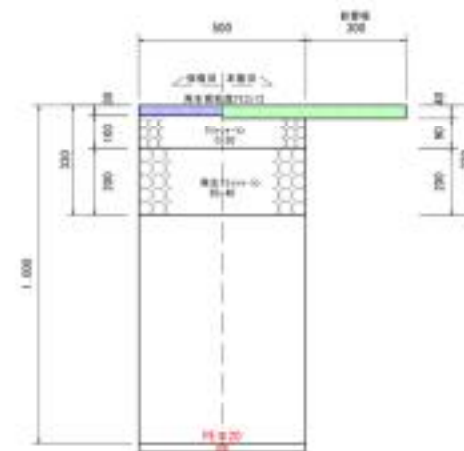
・申請時

	国・県道	市道	法定外	備考
位置図	○	○	○	住宅地図は著作権に注意。 個人名が表示されていないもの。
平面図	○	○	○	縮尺1/100~200程度。占用物は赤。寸法は10cm単位。 公道部からメーターまで。
断面図	○	○	○	占用物は赤。公道部からメーターまで。 寸法は10cm単位。
舗装構成図	○	○	○	占用物は赤。仮・本復旧の構成。
公図の写し	○	○	○	
現況写真	○	○	○	占用物は赤。寸法の記入は不要。
保安施設図	○	—	—	
同意書	※	※	○	提出部数は1部 ※利害関係が生じる場合
提出部数	3部	3部	2部	給水装置工事申込書の資料とは別に用意。

・平面図・断面図・現況写真について

二つ以上の道路管理者に申請が必要な場合は、それぞれの占用箇所を記載及び着色したものを別々に作成してください

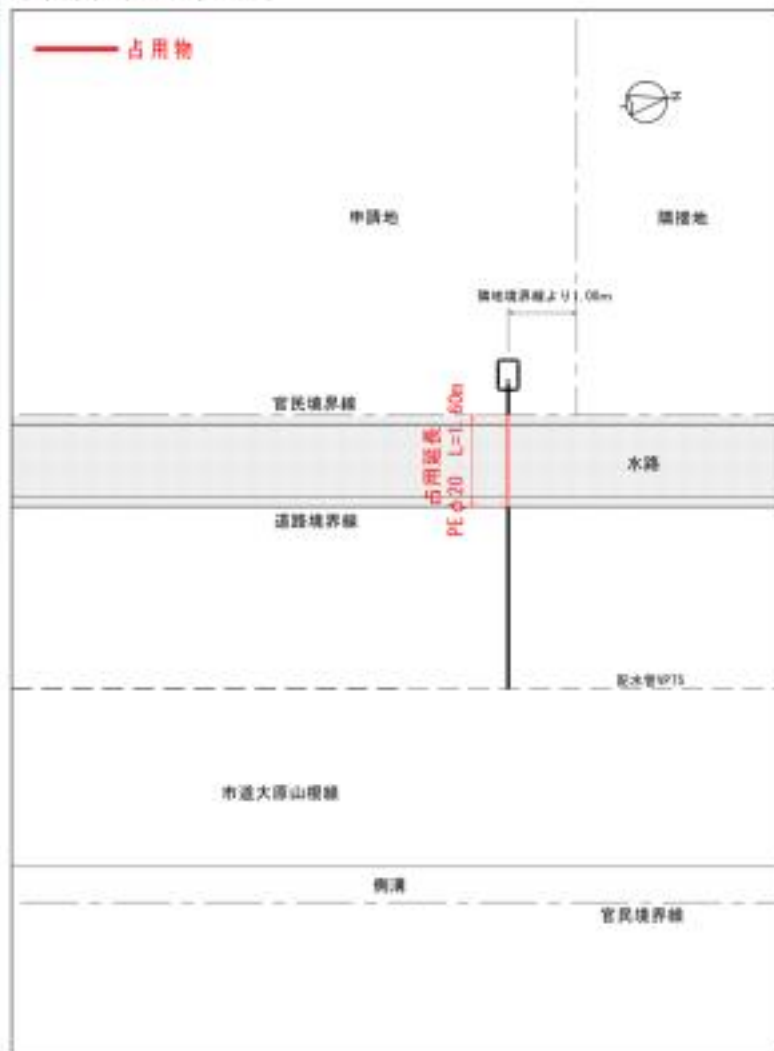
- 市道



3 給水装置工事の申込手続き及び施工に関する注意事項 2.道路占用を伴う場合の注意点

・法定外

平面図 (S=1/100)

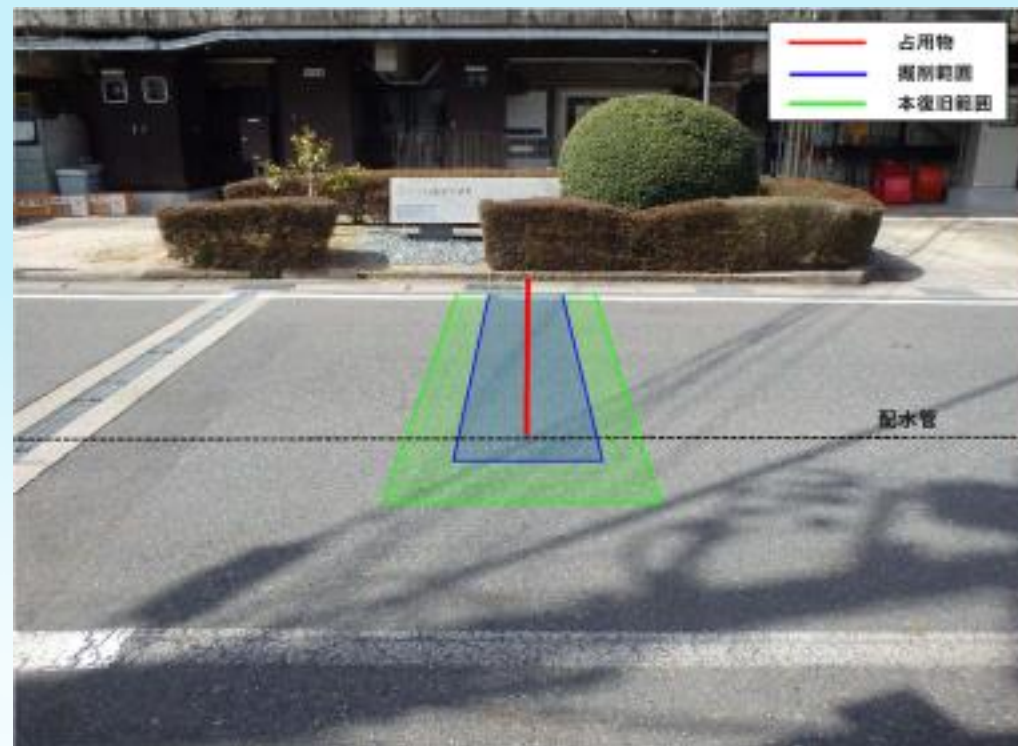
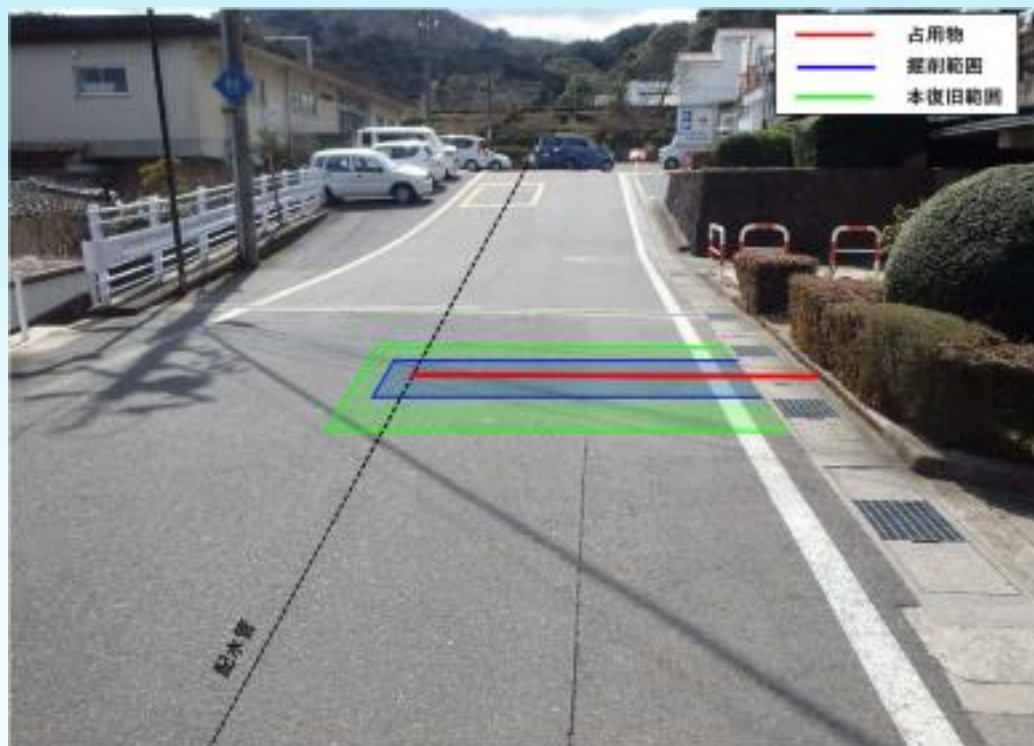


断面図 (S=1/50)



3 給水装置工事の申込手続き及び施工に関する注意事項 2.道路占用を伴う場合の注意点

・現況写真



3 給水装置工事の申込手続き及び施工に関する注意事項 2.道路占用を伴う場合の注意点

(2)必要書類

・完了時

提出書類	部数	備考
工事記録写真	2部	許可書の許可条件に従ってください。
完成図面	2部	申請と異なる場合（※事前報告のない変更は認めない）

3 給水装置工事の申込手続き及び施工に関する注意事項

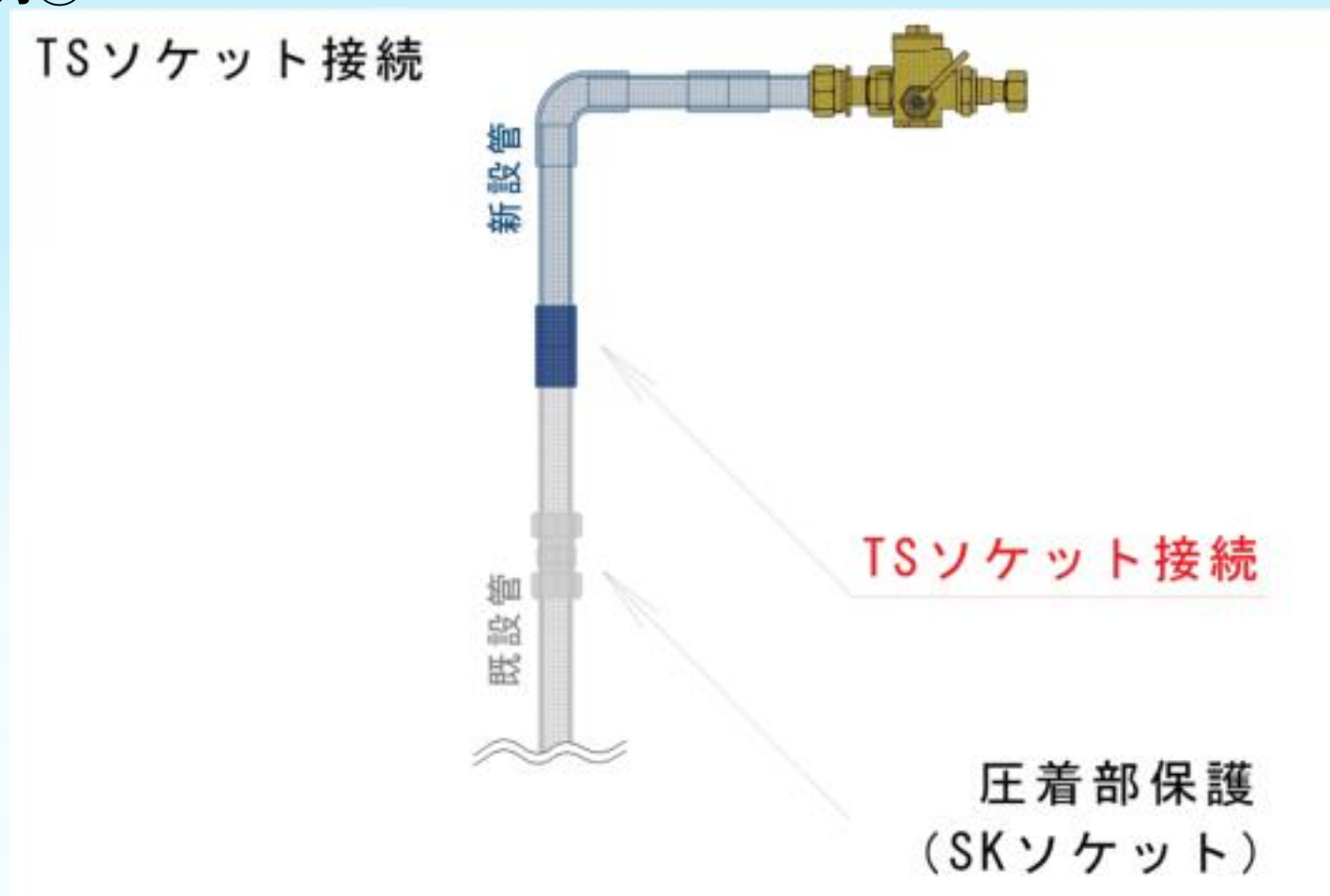
3.既設管への接続方法について

- ・ SKXソケットによる接続のお願い



3 給水装置工事の申込手続き及び施工に関する注意事項 3.既設管への接続方法について

・接続例①



3 給水装置工事の申込手続き及び施工に関する注意事項 3.既設管への接続方法について

・接続例②



4 その他

4 その他

1. しゅん工検査申込について

- ・ 令和6年12月1日より、電子申請が可能となります
※添付資料2 参照

4 その他

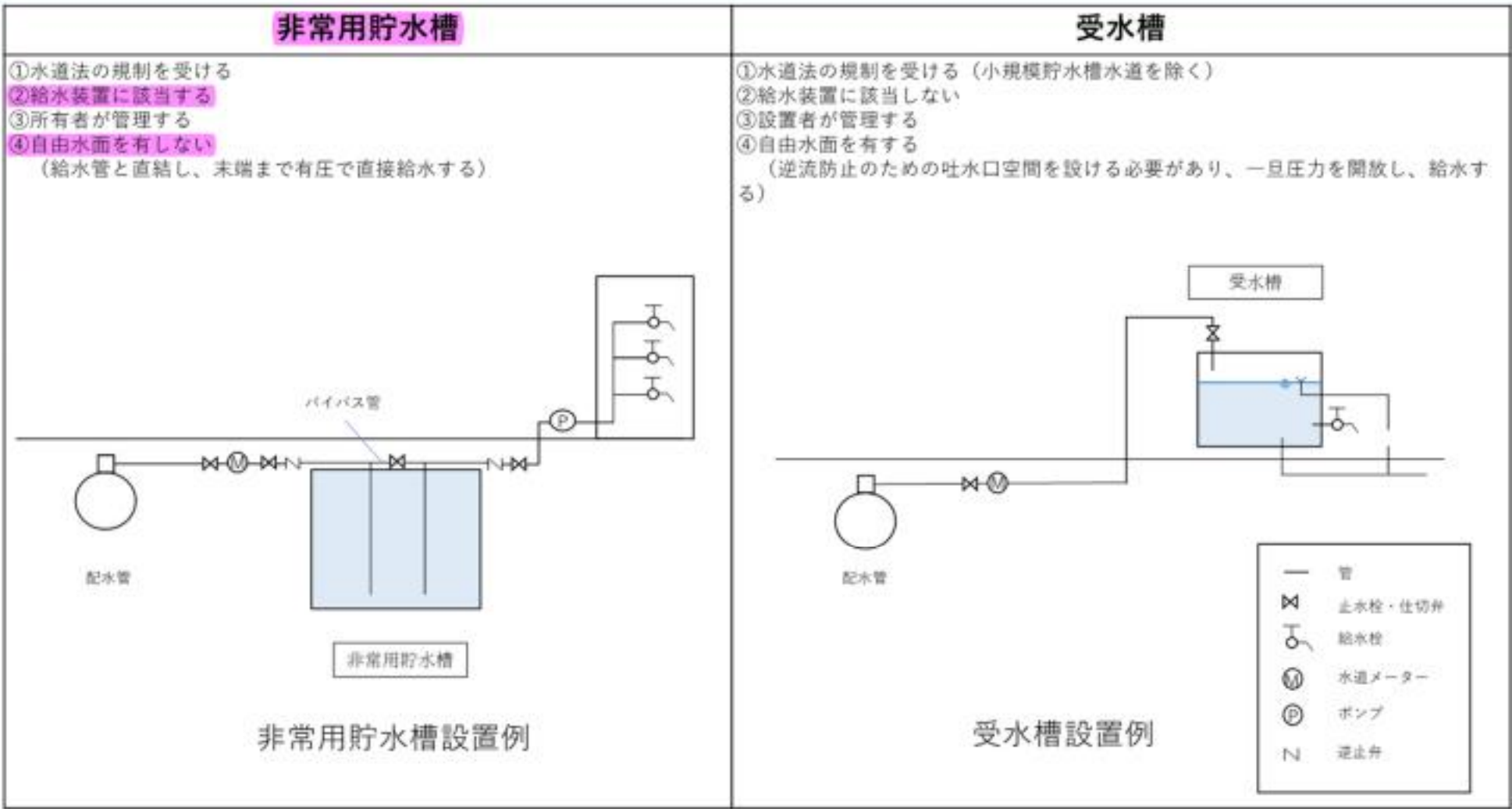
2.給水申込(使用開始・中止)について

- ・令和6年9月30日より電子申請が可能となりました

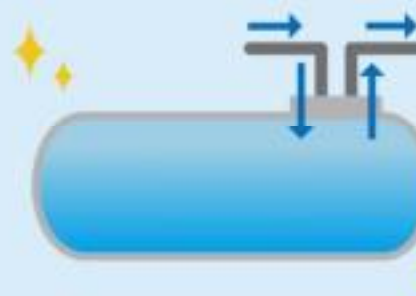
3.水道の給水管に直結する非常用貯水槽の取扱いについて

※添付資料 3 参照

4 その他 3.水道の給水管に直結する非常用貯水槽の取扱いについて



4 その他 3.水道の給水管に直結する非常用貯水槽の取扱いについて



水が入れ替わり
常に新鮮な水を確保する
タンク循環システム

水道管の一部に接続が可能となった製品です。
普段の生活で水を使用すると、水槽内は古い水
を押し出すように水が入れ替わるため、常に新
鮮な水を確保できます。



高い安全性

災害発生時に転倒・破損の恐れが無く、確実に飲料水を確保し
ます。



電源やメンテナンスが不要

貯水槽内部は水が漏れない為、メンテナンスの必要がありま
せん。使用時は、女性でも簡単に操作ができる足踏み式ポンプ
等で給水できるので特別な電源は必要ありません。

4 その他

4.指定給水装置工事事業者 研修テキストについて

